

契 約 書【案】

1. 件 名 静岡運輸支局管内庁舎清掃業務
2. 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
内訳は分担額表のとおり
3. 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
4. 履行場所 静岡運輸支局
沼津自動車検査登録事務所
浜松自動車検査登録事務所
5. 契約保証金 免除

支出負担行為担当官 中部運輸局長 大石 英一郎（以下「甲」という。）と独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部長 下原 隆（以下「乙」という。）（以下「甲」「乙」を総称して「甲等」という。）（以下「丙」という。）とは、次の条項のとおり契約を締結する。

第1条 清掃日、清掃面積及び作業内容は仕様書のとおりとする。

第2条 丙は、書面の承諾を得ないで、この契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生ずる権利を譲渡してはならない。

第3条 契約内容は、甲等と丙協議のうえ変更することができる。

第4条 本契約締結後、予期することのできない事由の発生により、契約金額が著しく不
適当となったときは、甲等と丙協議のうえ変更することができる。

第5条 丙は、天災地変その他、丙の責に帰さない事由により、所定の期限内に契約内容
の実行をなすことができないときは、甲等に対し、その事由を明らかにした書面を
提出して延期を求めることができる。

2 前項の場合、甲等は審査のうえ、その延期を承諾することがある。

第6条 丙の責に帰する事由により、所定の期限内に契約内容を実行しないときは、甲等
は期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当す
る金額に対し、年3.0%の割合をもって延滞料を徴収する。

第7条 契約履行のために発生する光熱水料については甲等の負担とする。

第8条 丙は、作業終了後、甲等が別途任命する検査職員により仕様に基づく検査を受け
なければならない。

第9条 甲等の責に帰する事由により、前項の期間内に検査を行わないときは、その経過
日数を第11条の支払期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものと

し、また、検査の遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとし、甲等は丙に対し、その超える日数に検査が遅延した契約内容に相当する金額を乗じた額に対し、年2.5%の割合をもって遅延利息を支払わなければならない。

第10条 丙は、契約内容を完了し、甲等の検査に合格した後、1ヶ月分をとりまとめ、別添分担額表に基づき、甲乙それぞれに代金の請求をするものとする。

第11条 甲等は、丙から適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

第12条 甲等又は丙は、15日前までに予告して本契約を解除することがある。ただし、本契約解除によって損害を生じたときは、確証のあるものに限り、実費を標準として、その損害を補償するものとし、その金額については甲等と丙協議のうえ、これを決定するものとする。

第13条 甲等は、次の各号の一つに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 所定の期限内に契約内容を実行する見込みがないことが明らかになったとき。
- ② この契約の履行に関して、丙又はその代理人（下請け人は代理人と見なす。）もしくは、使用人等に不正の行為があったとき。
- ③ 丙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき
- ④ 丙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、もしくは居所が不明となったとき
- ⑤ 丙及び作業員が正当な理由がないにもかかわらず、甲等の指示に再三にわたって従わないとき。
- ⑥ 丙及び作業員が庁舎内の秩序を乱し、又は著しく迷惑となる行為及び言動のあったとき。
- ⑦ 丙及び作業員が業務の履行に著しく誠意を欠くと認められたとき。
- ⑧ 丙（丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手

方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲等が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき

- 2 前項の場合において、丙は違約金として解約部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を甲等に支払わなければならない。ただし、その金額が1円未満であるとき及び丙の責に帰さない事由があるときは、この限りでない。

第14条 甲等がこの契約により取得する金額は、丙に支払う金額と相殺し、又は別途これを徴収する。

第15条 丙は、この契約の履行により知り得た、甲等の業務上の秘密及び情報を第三者に漏らしてはならない。

第16条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲等の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として、甲等の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ③ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ④ この契約に関し、丙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 丙が前項の違約金を甲等の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

第17条 本契約に関し、以上の各条項に疑義が生じたとき、または各条項に定めない事項については、甲等と丙協議のうえ決定する。

この契約の締結の証として本書3通を作成し、甲等と丙記名捺印のうえ各自その1通を

保有する。

令和5年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸2丁目2-1
支出負担行為担当官
中部運輸局長 大石 英一郎

乙 名古屋市中川区北江町1丁目1-2
独立行政法人自動車技術総合機構
中部検査部長 下原 隆

丙

分 担 額 表

支局・事務所	種 別	単 位	単価(税込)	甲分担額(税込)	乙分担額(税込)
静岡運輸支局	日常清掃	月			
	定期清掃	回			
	窓ガラス清掃	回			
沼津自動車検査登録事務所	日常清掃	月			
	定期清掃	回			
	窓ガラス清掃	回			
浜松自動車検査登録事務所	日常清掃	月			
	窓ガラス清掃	回			
合計(年間)					

